（別添資料４）

		改正後	改正前
条例	管理義務を負う者	「所有者」「占有者」を明示	「所有者」「占有者」は未記載（設置者に包含）
	管理義務の内容	「除却」を明示	「除却」は未記載（その他管理義務に包含）
	管理者設置義務	許可を要する全ての広告物に管理者を設置 （規則で定める広告物を除く）	県外の者が表示者、設置者の広告物 （県内の者を管理者として設置）
	管理に資格を要する広告物	規則で定める	記載なし
	点検の義務付け	全ての広告物に点検義務付け（規則で定めるものを除く）	記載なし
規則	点検報告書の提出義務	許可更新時（申請前3ヶ月以内に点検したものに限る）	記載なし
	点検報告書の添付書類	・点検実施者の資格証（写し） ・申請前3ヶ月以内に広告物の全景を撮影したカラー写真	記載なし
	点検時期・点検方法	・表示、設置、変更、改造時、設置後10年超・・・標準点検 ・災害発生時・発生後、設置後10年以内・・・目視点検	記載なし
	管理者設置不要の広告物	はり紙、立看板、広告幕、移動広告物、アドバルーン	記載なし
	管理に資格を要する広告物	(1)地上から広告物の上端までの高さが4mを超えるもの (2)許可期間が1年を超えるもの	記載なし
	点検不要の広告物	条例第5条1項の広告物、はり紙、立看板、広告幕、移動広告物、アドバルーン除く）	記載なし
	管理者及び点検者の資格	屋外広告士，屋外広告物講習会修了者（電柱類広告に限る）※1，職業訓練指導員，広告美術仕上げ技能士，職業訓練修了者，1・2級建築士の屋外広告物講習会修了者，1種・2種電気工事士（電柱類広告に限る），その他知事が認める者※2 ※1　H33.3.31までは電柱類広告以外も点検，管理可。 ※2　業界団体が開催する点検技能講習を受講した者。	記載なし